



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 13, 2021年7月～8月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年7月～8月）

内容

A: EC、新たなサステナブル・ファイナンス戦略を公表（7月6日）	3
B: 香港、グリーンでサステナブルな金融戦略を推進するための施策を公表（7月15日）	5
C: EIOPA、「経営のツールとしての ORSA」の重要性を強調（7月19日）	6
D: 豪 APRA、損保に対してリスク管理の枠組みの自己評価を要請（7月19日）	7
E: 英 PRA、ソルベンシーII のレビューにかかる QIS を開始（7月20日）	7
F: 愛中銀、差別的な保険料設定に対応するための規制案を公表（7月21日）	8
G: NZ 準備銀行、保険の新ソルベンシー規制案を公表（7月22日）	9
H: EIOPA、ランオフ保険会社の監督方針案を公表（7月23日）	10
I: NY 州当局、保険会社の気候変動リスクに対する取組みにかかる報告書を公表（7月28日） ...	11
J: 豪 ASIC、付帯保険の販売規制を最終化（7月28日）	13
K: 豪 APRA、ストレス・テストの結果を受け、再建計画の重要性を指摘（8月3日）	13
L: 英 PRA、2022年の保険ストレス・テストの概要を公表（8月4日）	14
M: 香港 IA、中国 CBIRC の保険業界に対する優遇措置を歓迎（8月5日）	15
N: 愛中銀、保険会社の人材派遣サービスの利用におけるリスクを注視（8月6日）	15
O: IPCC、第6次評価報告書第1作業部会報告書を公表（8月9日）	16

A: EC、新たなサステナブル・ファイナンス戦略を公表（7月6日）

- 欧州委員会（EC）は、①新たなサステナブル・ファイナンス戦略、②欧州グリーン・ボンド基準案、③EUタクソミー第8条に基づく、非金融機関および金融機関のサステナブルな活動にかかる情報の開示に関する委任法、をそれぞれ採択した。
- ECは、2018年に採択したサステナブル・ファイナンスに関する最初のアクション・プランに基づき、①サステナブルな活動の分類制度（タクソミー規則）、②非金融機関および金融機関に対する義務的な開示の枠組み、③投資のためのツール、のサステナブル・ファイナンスの枠組みのための3つのビルディング・ブロックを整備してきている。
 - ①のタクソミー規則は、強固で、科学ベースの分類制度を提供することを目的とするもの。それにより、非金融機関および金融機関は、サステナビリティの共通の定義を共有し、グリーンウォッシングに対抗できる。③の投資のツールには、ベンチマーク、基準、ラベリングを含み、その目的は、金融市場参加者が自身の投資戦略とEUの気候および環境目標と整合させることを容易にすること。欧州グリーン・ボンドに関する規制案もその一つ。
 - ②の義務的な開示規制は、サステナブルな投資に関する投資家の意思決定に有用な情報を提供するもので、企業が直面している事業や財務リスクのみならず、企業活動が環境や社会に与える影響を開示することを求めている（ダブル・マテリアリティの概念）。

	コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）案	サステナブル・ファイナンス開示規制（SFDR）	タクソミー規則
対象	全てのEUの大企業およびすべての上場企業	投資商品を提供する金融市場参加者、および、金融アドバイザー	金融市場参加者、CSRDの対象となる全ての企業
開示	非財務情報などの開示。外部監査が求められる。	サステナビリティ・リスクや主要な影響に関する、エンティティおよび商品レベルでの開示	タクソミーに関連する商品や活動からの売上高、資本支出、営業費
現状	協議中。2023年から適用開始予定。	2021年3月10日から適用開始。	2022年1月から適用開始予定。

- 新たなサステナブル・ファイナンス戦略は、2018年のアクション・プランをベースとするもので、金融システムがサステナブルな経済への移行を十分にサポートするために追加的な行動が必要とされる4つの分野を特定している。

4つの分野	目的	主な行動
I. サステナブルな実態経済への移行を支えるファイナンス	より包括的な枠組みを構築し、また、サステナブルな経済への移行に資金を向ける。	<ul style="list-style-type: none"> • 特に、エネルギー・セクターにおける温室効果ガスの排出量の削減に資する経済活動のファイナンスをサポートする規制を検討する。 • 農業などの新たなセクターを対象とする補完的なEUタクソミー気候委任法を採択する。 • 金融商品のラベリングの一般的な枠組みを検討するとともに、移行もしくはサステナビリティ・リンク債券などのラベリング、ESGベンチマーク、環境や社会的な特徴を宣伝する金融商品のための最低限のサステナビリティ基準について検討する。

<p>II. よりインクルーシブなサステナブル・ファイナンスの枠組みの構築</p>	<p>サステナブル・ファイナンスのインクルーシブネスを高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グリーン・ローンをサポートするためのツールに関してEBAの意見を伺い、また、市民やSMEsのサステナブル・ファイナンスにかかるアドバイザー・サービスへのアクセスを高める。 • デジタル技術を利用した革新的なソリューションが、サステナブル・ファイナンスやサステナブルな金融商品についてSMEsや個人投資家をサポートできるよう促す。 • 欧州保険・年金監督局（EIOPA）の自然災害ダッシュボードを通じて保険のプロテクション・ギャップを特定するとともに、全ての関係するステークホルダーと気候レジリエンス対話を開始する（2022年）。 • 2021年末までに社会タクソミーに関する報告書を公表する。 • 気候および生物多様性のための支出をトラッキングするメソッドロジーを強化し、また、COP26に先立ち、年次のサステナブル投資サミットを立ち上げる。
<p>III. 金融セクターのレジリエンスとサステナビリティへの貢献の向上（ダブル・マテリアリティの観点）</p>	<p>サステナビリティ・リスクに対する経済と金融のレジリエンスを高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 財務報告におけるサステナビリティ・リスクの取扱いについて、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、国際会計基準審議会（IASB）と協働する。 • 信用格付においてESGリスクが透明な形で勘案されるための施策を講ずる。 • サステナビリティ・リスクを保険会社のリスク管理（気候関連のシナリオ分析を含む。）に一貫した形で統合するため、ソルベンシーII指令の改正を提案する（2021年）。 • 金融安定リスク評価、定期的なストレス・テスト、マクロプルデンシャル・ツールの評価、環境の悪化や生物多様性の損失によって生じるリスクの調査などを通じて、長期的な金融安定を強化する。
	<p>金融セクターのサステナビリティへの貢献を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ・ターゲットや移行計画にかかる金融機関の開示を改善する。 • 投資意思決定プロセスにおいてサステナビリティが勘案されるよう、EIOPAに対して、年金基金や投資家の受託者義務の見直しの必要性の有無を評価することを求める。 • ESG評価の信頼性と比較可能性を改善するための施策を講じる。

	<p>秩序だった移行をモニターし、また、EUの金融システムの公正性を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グリーンウォッシング・リスクをモニターし、現在の監督や法執行において利用可能なツールの十分性を評価する。 資本フローを測定し、投資ギャップの評価や金融セクターにおける進展の測定においてメンバー国を支援するため、強固なモニタリング枠組みを構築する。 秩序だった移行をモニターし、また、ダブル・マテリアリティの観点からEUの金融システムにおいて統合的に取り込まれていることを確保するため、欧州中銀（ECB）、欧州システミック・リスク理事会（ESRB）、欧州監督機構（ESAs）を含む関係機関との協力を強化する。 研究者と金融コミュニティの間における知識の交換を促進するため、サステナブル・ファイナンス・リサーチ・フォーラムを設立する。
IV. グローバルな行動の促進	<p>国際的なサステナブル・ファイナンスのインシアティブや基準の策定におけるハイレベルな目標を設定し、EUのパートナー国をサポートする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な場での野心的な合意を模索し、ダブル・マテリアリティの概念を主流なものとし、開示枠組みの重要性を強調し、タクソミーのための目的や原則について合意する。 IPSF（サステナブル・ファイナンスに関する国際的なプラットフォーム）の作業の範囲を新たなトピックに拡大し、また、そのガバナンスを強化することを提案する。 包括的な戦略を策定し、サステナビリティ関連の金融商品を促進することで、低・中所得国のサステナブル・ファイナンスへのアクセスの向上を支援する。

インプリケーション：本戦略は、包括的な政策パッケージである。いずれもが重要な課題であるところ、例えば、「ESG評価の信頼性の改善」については、金融庁に設置されたサステナブル・ファイナンス有識者会議も「ESG評価とデータの重要度が増す中、評価とデータ提供を行う機関に対し、評価される企業側やデータを利用する投資家・金融機関側より、いくつか課題も指摘されている。」と述べている¹と述べているところであり、この分野における欧州における取組みは注目に値する。また、特に保険セクターに関係する事項として、①保険のプロテクション・ギャップの課題への取組み、②サステナビリティ・リスクのリスク管理の枠組みへの統合の観点からのソルベンシーIIの改正、③機関投資家の投資意思決定におけるサステナビリティの勧告、の3つに言及がある。これらの点は、いずれも、日本の保険セクターにおける規制・監督にも影響を及ぼすものと思料される。

（出所）EC『Strategy for financing the transition to a sustainable economy』

B: 香港、グリーンでサステナブルな金融戦略を推進するための施策を公表（7月15日）

- グリーン・サステナブル・ファイナンス運営グループ（Green and Sustainable Finance Cross-Agency Steering Group。以降、「運営グループ」。）は、グリーンでサステナブルな金融におけるリーダーとしての香港の地位を強固なものとし、また、金融エコシステムのカーボン・ニュートラルへの移行を支援する協調的な戦略を前進させるための施策を発表した。（※運営グループは、2020年5月に設立され、証券・先物取引監察委員会（SFC）と香港金融管理局（HKMA）が共同議長を務める組織。）

¹ 金融庁（2021）「サステナブルファイナンス有識者会議報告書：持続可能な社会を支える金融システムの構築」。

■ 公表された施策の概要は以下のとおり。

- 気候関連の開示とサステナブル報告：運営グループは、TCFDの枠組みに沿った気候関連の開示の義務化に向けて、IFRS財団の下に設置される国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の新たな基準の策定に向けた取組みを支持する。SFCと香港証券取引所（HKEX）は、新基準の評価と採択のためのロードマップの策定に向け、財務報告評議会および香港公認会計士協会と協力する。
- 炭素市場：中国本土および主要な外国の市場は、グリーンで、低排出で、気候レジリエントな経済への移行に向けて取り組んでおり、世界の炭素市場は大きく成長すると予想される。運営グループは、この機会をとりえたいと考えており、粵港澳大湾区における協力を強化するための地域の炭素取引センターとして香港を発展させることの実現可能性を評価するため、炭素市場作業部会を設置した。
- グリーン・サステナブル・ファイナンス・センターの立上げ：運営グループは、能力開発、ソート・リーダーシップおよび政策立案における金融規制当局、政府機関、業界関係者および学界の取組みを調整する分野横断的なプラットフォームとして、グリーン・サステナブル・ファイナンス・センターを立ち上げた。また、優先度の高い分野である人材とデータに取り組むための作業部会を設置した。

インプリケーション：香港の金融規制・監督当局等が、香港を粵港澳大湾区における炭素市場の中心として発展させていく考えを示したことの先には、この分野において東アジアでリーダーシップをとることも視野に入れているものと推察される。

（出所）IA ‘Cross-Agency Steering Group announces next steps to advance Hong Kong’s green and sustainable finance strategy’

C: EIOPA、「経営のツールとしての ORSA」の重要性を強調（7月19日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、良質なORSAのために必要な保険会社の内部プロセスの監督に焦点をあて、監督上のコンバージェンスを促進するためのステートメントを発出した。主な内容は以下のとおり。
- 経営のツールとしてのORSA：ORSAのプロセスや成果物は、取締役会や経営陣による戦略に関する議論に利用されるべき。ORSAは、保険の引受やプライシング、リスク低減策、投資戦略、資本管理、オペレーショナル・レジリエンスやサイバー・レジリエンスの改善に資するものである。現在の状況下では、保険会社は、保険契約の約款（補償や免責範囲の明確化など。）のレビューの必要性を評価すべき。
- 定期的、および、アドホックなORSAのタイミング：ORSAのプロセスは、アドホックなORSAも念頭に置きつつ、戦略に関する計画や戦略的な意思決定にORSAの成果物が利用できるように計画する必要がある。保険会社は、自社のリスク・プロファイルの重要な変化を分析し、アドホックなORSAの必要性を継続的に検討すべき。アドホックなORSAを実施する際には、監督当局と対話を行うことも考えられる。
- ORSAにおけるシナリオ：Covid-19を踏まえたORSAでは、資本市場や保険金の請求などについて想定されるストレスに加え、デジタル・レジリエンスや事業継続などオペレーショナル・リスクへの影響も勘案し、また、フォーワードルッキングな観点から、ビジネス・モデルの健全性と持続可能性を評価すべき。不確実性の程度は、例えば、保険料収入、保険金請求、流動性、資産運用収益などのあらゆる側面について評価されるべき。さらに、保険会社は、不確実性の要因や水準を文書化し、Covid-19がソルベンシー・ポジションに与える影響をシナリオ分析の中で評価し、加えて、各ストレス・シナリオに基づき、SCRと適格自己資本を再計算すべき。シナリオ分析の期間は3年程度が適当であると考えられる。

インプリケーション：「経営のツールとしてのORSA」としてORSAの重要性を強調している点は特筆に値する。ORSAは、経営のツールとしてのみならず、第2の柱の監督の実効性を高める上で重要な役割を果たすべきものであることから、保険会社がORSAの高度化に向けた取組みをさらに進めることが期待される。

(出所) EIOPA ‘Supervisory statement on the ORSA in the context of COVID-19’

D: 豪 APRA、損保に対してリスク管理の枠組みの自己評価を要請 (7月19日)

- オーストラリア健全性監督機構 (APRA) は、11月30日を期限として、複数の損害保険会社に対してリスク管理の枠組みの自己評価を求めた。その概要は以下のとおり。
 - 背景：Covid-19禍における事業中断保険の事例を受けて、損害保険会社のリスク管理の水準について懸念が高まっている。
 - 選定されたいくつかの損害保険会社は、①Covid-19禍における事業中断保険の事例を踏まえた、リスク管理の枠組みの実効性、②保険商品におけるサイレント・サイバーおよびサイバー保険にかかるリスク管理の枠組み、のそれぞれについて自己評価を行うことが求められる。自己評価の結果は、内部監査機能が検証し、取締役会が承認しなければならない。
 - リスク管理の枠組みの実効性は、①商品のライフ・サイクル管理 (商品開発や約款の改訂のプロセス、商品開発時や販売開始後におけるリーガル・リスクの評価、新たなリスクの評価など)、②再保険 (商品ライフ・サイクル管理における再保険の役割の評価など)、③引受と販売 (約款の文言に関連するリスクの管理、補償の拡大や承認にかかる統制の評価など)、④アシュアランス (外部監査や内部監査の実効性など)、⑤ガバナンス枠組みの実効性、の観点から評価することが求められる。
 - サイバーについては、提供する保険商品のサイレント・サイバーのリスク、および、サイバー保険を販売している場合には、サイバー保険にかかるリスク管理の枠組みの上記の観点からの実効性、をそれぞれ評価することが求められる。

インプリケーション：記事cにおいてとり上げている欧州におけるORSAの質の向上に向けた取組みとも共通する部分もあるものと考えられる。Covid-19のようなイベントを契機としてリスク管理の高度化を促すことは理にかなった監督アプローチであると考えられる。その他、事業中断保険やサイバーは他国の損害保険会社にも関係する事項であり、他国の損害保険会社もオーストラリアのいくつかの保険会社と類似した課題を抱えている可能性もあると推察される。

(出所) APRA ‘APRA launches review of insurance risk management frameworks’

E: 英 PRA、ソルベンシーII のレビューにかかる QIS を開始 (7月20日)

- 英国健全性監督機構 (PRA) は、10月20日を期限として、ソルベンシーIIのレビューのためのQIS (定量的影響度調査) を開始した。QISの開始に際して各保険会社のCEO宛に発出されたレターの主な内容は以下のとおり。
 - QISのスコープ：リスク・マージン、マッチング調整 (MA)、責任準備金に関する移行措置の3つにフォーカス。8月初めには、MAポートフォリオにおける資産の適格性要件、内部モデルとMAの承認にかかる規制上のプロセス、実施にかかるコストなどの定性的な質問も公表する。なお、優先度が劣後する標準フォーミュラは今回のQISの対象外。
 - リスク・マージン：現状のリスク・マージンのボラティリティは高すぎるほか、低金利環境下では、その水準も高くなりすぎる。今回のQISでは、①保険監督者国際機構 (IAIS) が策定中のICS (保険資本基準) におけるMOCE (Margin over current estimate) の計算 (パーセントイル法) に類似したアプローチ、②EIOPAのソルベンシーIIのレ

レビューにおいて提案されている「リスク・テーピング」（ラムダ係数）アプローチ、の2つの手法を用いてリスク・マージンを計算するよう求めている。なお、①について、生保は85パーセント、損保は65パーセント、②について、ラムダ係数は0.975の水準とされている。

- MA：2020年末時点における英国の保険会社の総資本要件は1,160億ポンドであり、MAの貢献はうち810億ポンドと、MAは非常に重要な役割を果たしている。PRAは、ソルベンシーIIにおけるMAの計算手法では、流動性プレミアムとして取り扱われているリターンの中から、将来のクレジット・ロスの変動に見合うものかもしれない、すなわち、保険会社は、将来実現しないかもしれない収益をアップフロントで認識しているのではないかと懸念している。今回のQISでは、信用度ステップ（credit quality step）に応じて、キャップやフロア、評価の不確実性（valuation uncertainty）を信用リスク・プレミアムに適用することを求めている。

インプリケーション：MAのレビューの視点は、保険契約者の保護および保険会社の健全性の確保それぞれの観点から非常に重要な点であり、日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の議論にも関係する論点であると考えられる。

（出所）PRA ‘Letter from Charlotte Gerken ‘Gathering data for the Solvency II Review’

F: 愛中銀、差別的な保険料設定に対応するための規制案を公表（7月21日）

- アイルランド中銀（CBI）は、10月22日を期限として、差別的な保険料設定（differential pricing）に対応するための規則案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 定義および背景：異なるプライシングとは、類似のリスクとサービス・コストを有する消費者が、それ以外の要因を理由として異なる保険料を請求されることを言う。差別的な価格設定は保険セクターに限った慣行ではない。そのような価格設定には、競争やイノベーションの促進をもたらすという側面と、消費者を害し得るという側面の両面がある。CBIは、個人向けの自動車保険と住宅保険に焦点をあてて調査を行い、その結果、①いくつかのプライシングの実務は消費者を害していること、②保険料設定の実務の監視が弱いこと、③自動更新のプロセスが不透明であること、などが判明した。
 - プライス・ウォーキングの禁止：個人向けの自動車および住宅保険について、保険会社は、保険契約の更新時により高い保険料を請求してはならない。保険会社は、新たな顧客により低い保険料を提示する場合、それが新契約割引であることを明確に示さなければならない。
 - 保険料設定の実務の監視：個人向けの自動車および住宅保険について、保険会社は、保険料の方針、プロセスおよびモデルについて年次のレビューを行い、特定された欠陥に対応するとともに、レビューや対応を行ったことを記録しなければならない。
 - 自動更新の取扱い：損保について、保険会社は、自動更新プロセスについて、個人の消費者から事前に文書で同意を得なければならない。個人の消費者は、自動更新をキャンセルする権利を有する。保険会社は、自動更新日の前に個人の消費者に対して、自動更新の日時とそのキャンセル方法、手数料や保険料の変更の有無などの情報を含む通知を行わなければならない。
 - 苦情処理：保険会社の中には、苦情を効果的に分析し、傾向を特定できるよう、苦情を適切に分類し、記録していない会社がある。これに対応するため、記録保持の徹底や苦情分析の頻度の向上を求める規則の改正を行う予定。
 - 弱い立場の消費者：現在、規則を見直しているところ。

インプリケーション：アイルランドの差別的な保険料設定の慣行は、英国における不適切なプライシングの慣行（契約の更新の度に保険料が上がる「price walking」と呼ばれるもの。）に相当するものであると考えられる。英国金融行為規制機構（FCA）は2021年5月、住宅および自動車保険の不適切なプライシングに対応するための規制を最終化し、ガバナンスや監督当局へのレポートに加え、プライシングに関する詳細なルールを導入している²。例えば、欧州保険・年金監督局（EIOPA）が、保険商品のガバナンスにかかるアプローチを明確化する³など、欧州においても保険商品のモニタリングとガバナンスの強化が求められているところであり、商品ガバナンスは日本においてもさらに重要なテーマになると考えられる。

（出所）CBI ‘CP143 - Consultation on Proposals to Address Differential Pricing’

G: NZ 準備銀行、保険の新ソルベンシー規制案を公表（7月22日）

- ニュージーランド準備銀行は、10月1日を期限として、新ソルベンシー規制の中間案を市中協議に付した。その概要は以下のとおり。

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 2020年10月1日、ニュージーランド準備銀行は保険ソルベンシー規制のレビューを開始し、2020年11月30日には、最初の市中協議文書を公表した。 ソルベンシー規制のレビューは2段階に分かれる。ステージ1では、2021年3月に策定した「ソルベンシー規制のレビューのための原則」⁴の反映およびIFRS17への対応を主たる目的としており、中間規制として2022年初めに施行予定。ステージ2では、リスクの再較正を予定しており、それを反映した最終的なソルベンシー規制は、2024年に改正保険健全性監督法（IPSA）として施行される予定。なお、本市中協議と並行して、定量的影響度調査（QIS）を実施する予定。 特にコメントを求めている点は、短期保険契約の定義、保険の要素（insurance items）を決めるために用いられるIFRS 17ベースのプロジェクト・アプローチ、リスク調整の生保の所要資本への取込みとその計算、健康保険に対する長期資本チャージ、など。
目的と構造	<ul style="list-style-type: none"> 新ソルベンシー規制案は、「ソルベンシー規制のレビューのための原則」をベースに、保険監督者国際機構（IAIS）の保険基本原則（ICP）14（評価）および17（資本の十分性）を踏まえ、オーストラリアおよびEUの規制も参照したもの。 IFRSバランスシートに一定の調整を加えたものを、ソルベンシー・バランスシートとする。 現行のソルベンシー規制ではMSC（最低ソルベンシー資本）の水準しか決めていないが、新たな規制では、PCR（99.5%の信頼水準で計測される。）とそれより低いMCRとを定める。なお、免許の要件として追加資本を求める場合には、その額（Adjusted PCR）の開示を求めることを考えている。なお、PCRには、偶発事象やビジネス・ランオフ、清算時の資本の減価、資産集中に対応するもの（その他のリスク・キャピタル・チャージ）も含まれる。
新規案の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> 新規案が資本要件に与える主な影響は、①長期として分類されることとなる保険契約にかかる資本チャージの増加、②保険負債にリスク調整を含めることによる生保の利用可能資本の

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Iを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 3, 2020年9月～10月）」記事Nを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010_ins_regulation.pdf

⁴ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 8, 2021年2月～3月）」記事Oを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202103_ins_regulation.pdf

	<p>減少（現行規制では、生保にはリスク・マージンは求められていない。）、③オペレーショナル・リスク・チャージによる所要資本の増加、など。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク調整について、IFRS17のリスク調整の「再利用」は許容しているが、75%の信頼水準（probability of sufficiency）で較正することが求められる。 • MCRは、暫定的にPCRの80%とするものの、規制の最終化までに見直す余地がある。 • 新規制案では分散効果は認めていない。これは、資本チャージの再較正が必要であるため。ステージ2で資本チャージについて再検討した後、分散効果の計算方法を検討することが可能である。 • 非流動性プレミアムとスプレッド・リスクはステージ2で検討する予定。
--	--

インプリケーション：ニュージーランドでも経済価値ベースのソルベンシー規制の検討が進んでいる。公表された規制案には、保険監督者国際機構（IAIS）が現在開発中の保険資本基準（ICS）と整合的な事項も見受けられるも、他方で、今後ICSを参照してソルベンシー規制を開発していく旨は明示しておらず、また、ICSと異なる案を提示している点もいくつか見受けられるなど、「ICSを国内に導入する」という方針ではないことが分かる。なお、免許の要件として追加資本を課すことができるとしている点は興味深い。

（出所） Reserve Bank of New Zealand ‘Reserve Bank consults on interim insurance solvency standard’

H: EIOPA、ランオフ保険会社の監督方針案を公表（7月23日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、10月17日を期限として、ランオフ保険会社（ランオフ・ポートフォリオ）の監督方針案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> • ランオフ・ポートフォリオの数や規模が増大する中、ランオフ・ポートフォリオに対する投資家の興味も高まっている。本監督方針の目的は、ランオフ保険会社（ランオフ・ポートフォリオ）の監督が、高品質で一貫したものであることを確保すること。
特化型のランオフ保険会社の監督	<ul style="list-style-type: none"> • 「特化型の（specialised）」ランオフ保険会社とは、そのビジネス・モデルがレガシー・ポートフォリオやランオフ保険会社を積極的に買収するものである保険会社（グループ）。 • ランオフ保険会社（ランオフ・ポートフォリオ）を買収しようとする者（「買収者」）は、早い段階から監督当局と対話を行うことが恣憑される。 • 取引のリスクを深度ある形で評価するためには、買収者の財務の健全性や、売却側の保険会社および買収者の双方から見た保険契約者への影響を評価することが重要である。保険契約者の保護は取引の評価の主目的の一つであり、取引によってそれが損なわれることがあってはならない。 • 取引が保険金の額に影響する場合、監督当局は、買収者に対して、損失移転の取極めなど、保険契約者の利益を保護するための追加的なコミットメントをすることを求めることができる。買収者の財務能力や信用格付が十分でない場合、監督当局は、買収者に対して、そのコミットメントを保証する担保の提供を求めることができる。 • 監督当局は、特に長期の保険契約にかかる保険金の支払能力や保険契約の管理能力に

	<p>注意を払うとともに、特に有配当保険について、保険契約者の持分（将来の裁量給付）が合理的な理由なく減額されることが無いことを確保すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • プライベート・エクイティなどの投資家の投資期間は短いことが一般的であり、したがって、監督当局は、投資家の履歴を検討し、また、投資からの早期撤退がもたらし得る帰結を評価すべき。加えて、監督当局は、プライベート・エクイティ投資家が投資リターンを不適切に増加させることが無いよう、必要な対応を行うべき。 • 監督当局は、プライベート・エクイティ投資家が保険会社を経営するために必要なコストを正しく見積もっているか、また、アウトソーシングを利用する場合、サービス・プロバイダーの活動を管理し、監視することができるかどうかを評価すべき。
日常の監督	<ul style="list-style-type: none"> • 責任準備金の積立が不足していると認められる場合、監督当局は、その権限を行使し、責任準備金の積増しや資本の追加を求めることを検討すべき。 • 監督当局は、ランオフ保険会社のより高いリターンをねらうような資産運用戦略の変化をモニターし、また、プルードント・パーソン原則を遵守しているか、保険契約者の最良の利益のために投資しているか、より高いリターンは保険契約者に還元されているか、などを評価すべき。 • 監督当局は、集中リスク、カウンターパーティ・リスクを低減するための担保の設定、再出再のスキームなどを評価するため、出再率が高い保険会社と議論すべき。
コンダクトの監督	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、買収者が顧客本位のビジネス・モデルを有しているか、保険契約者に対する情報の透明性を確保しているか、苦情に適切に対応しているか、カスタマー・サービスの水準を維持しているか、などについて評価すべき。

インプリケーション：レガシー・ポートフォリオの売却は今後日本においても活発化する可能性がある。保険契約者保護の観点から、本監督方針案は非常に有意義なものであると考えられ、日本においても同様の規制の導入の検討が行われることが期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA consults on the approach to the supervision of run-off undertakings’

I: NY 州当局、保険会社の気候変動リスクに対する取組みにかかる報告書を公表（7月28日）

■ 米国ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、保険会社の気候関連の財務リスクへの取組みに関する報告書を公表した。主な内容は以下のとおり。

➤ 背景：

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、2010年から「気候リスク開示調査」を実施しており、2020年にはニューヨーク州を含む6つの州が、2021年にはコロンビア特別区および8つの州が調査に参加した。同調査は、直近で、1,000社以上の保険会社（米国の保険市場の70%以上を占める。）をカバーしている。2019年からは、調査への回答に代えて、TCFDに準拠したレポートを提出することも認められるようになり、2020年には8つの保険会社がTCFDレポートを提出した。
- DFSは、NAICの調査の8つの質問項目を、①リスク・カルチャーとガバナンス、②リスク管理、③モデリングとシナリオ分析、④ステークホルダー・エンゲージメント、⑤内部でのGHG管理、の5つのカテゴリーに分け、それぞれについて、保険会社を「未実施」、「初期段階」、「進展中」、「順調に進展」の4段階で評価した。

➤ 主な結果：

全般	<ul style="list-style-type: none"> 気候リスクの理解、評価および管理における保険会社の取組みにはばらつきがある。保険料収入で加重したベースでは、①内部でのGHG管理が最もスコアが高い、②健康保険会社の全体のスコアは、生保および損保のそれと比べると低い、③モデリングとシナリオ分析では損保が最も進んでいる、ことなどが分かった。
リスク・カルチャーとガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組み事例は、①気候リスクに責任を有する委員会や上級経営者を指定している、②組織横断的な気候リスク委員会を設置している、③取締役会に気候の専門家を入れている、④インセンティブに沿った報酬方針を設けている、ことなど。
ビジネス・モデルと戦略	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な保険会社は、責任投資もしくは気候変動投資戦略を策定している。そのいくつかは、投資先へのエンゲージメント、グリーン・ボンド、ESGの統合に関する総合的なアプローチを含んでいる。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ①ERMプログラムの一環として、気候リスクを特定し、評価し、モニターし、管理し、報告するための枠組みを設けている、②気候変動が規制リスク、戦略リスク、物理的リスク、投資リスク、保険引受リスクに与える影響をERM枠組みの中で定期的に評価している、③投資において物理的リスクおよび移行リスクを勘案している、ことなどが先進的な取組み。 具体的には、例えば、①投資意思決定に内部もしくは外部のESGスコアリング・プロセスを用いている、②外部のアセット・マネジャーに気候リスクを勘案するよう求めている、③ESGもしくは責任投資ファンドを顧客に提供している、④投資ポートフォリオについてGHG排出削減のターゲットを設定している、など。
モデリングとシナリオ分析	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの先進的な損保は、商業用の災害モデルをカスタマイズし、よりフォワードルッキングで、今後数10年にわたる引受シナリオを分析できるようにしている。
指標とターゲット	<ul style="list-style-type: none"> 欧州やオーストラリアに本拠を置く保険グループやいくつかの米国の保険グループは、グリーン投資、移行ボンド、投資ポートフォリオのカーボン・フットプリントやImplied warming potentialなどの、時間軸を明確にした投資と開示のターゲットを設定している。石炭やオイル・サンドの除外もしくはダイベストメント方針を有しているいくつかの保険会社は、ダイベストの額、フェーズ・アウトする保険料収入の額なども開示している。
ステークホルダー・エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> 好事例の一つは、気候関連の事項について、従業員やサプライ・チェーンや関連会社を含む第三者を巻き込んでいること。損保の多くは、契約者に対して、気候関連のイベントからの損失を低減するようなインセンティブを与えている。
内部でのGHG管理	<ul style="list-style-type: none"> 好事例の一つは、内部でのGHG管理計画を策定し、排出量のターゲットを設定し、また、KPIsを用いて進捗を管理していること。

インプリケーション：気候変動にかかる取組みは欧州の保険会社がリードしているイメージがあるものの、本調査結果を見ると、米国の保険会社も取組みを進めていることが伺える。

(出所) DFS ‘SUPERINTENDENT LACEWELL ANNOUNCES NEW DFS REPORT ON NEW YORK DOMESTIC INSURERS’ MANAGEMENT OF THE FINANCIAL RISKS FROM CLIMATE CHANGE’

J: 豪 ASIC、付帯保険の販売規制を最終化（7月28日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、2021年3月に市中協議に付した「付帯（add-on）保険の販売規則」を最終化した。主な内容は以下のとおり。
 - 背景：銀行、私的年金（superannuation）および金融サービス業界におけるミスコンダクトにかかる王立委員会は2019年2月、総合自動車保険を除くすべての付帯保険商品について、経過販売（deferred sales）モデルを導入することを提言。その背景には、保険会社が（付帯保険の販売について自動車ディーラーに）支払うコミッションの額が保険契約者に対して支払う保険金の額より大きいこと、保険会社に競争原理が働かないこと（＝消費者にとって保険料が高くなること）、などの課題が顕在化していたことがある。オーストラリア政府は2020年12月、2020年金融セクター改革法を改正し、同モデルを2021年10月5日から施行することとした。
 - 規制の概要：
 - 経過販売モデルは、付帯保険の主たる提供者、および、主たる提供者と提携して付帯保険を提供する者に適用される。なお、経過販売モデルの適用除外の承認をASICに対して申し出ることも可能。
 - 付帯保険とは、①主たる商品やサービスとの関係で消費者に提供され、②それらの商品やサービスに関連する財務リスクに対応し、③保険契約もしくは金融商品の提供者が当事者である保険契約からの便益を消費者に提供する保険契約で、④（a）10万豪ドルを超えないサービスもしくは商品、もしくは、（b）個人や家計、小規模事業のための、10万豪ドルを超えるサービスや商品、のいずれかを購入する消費者に提供される保険契約。主たる商品やサービスには、住宅ローン、自動車、家具の搬出、携帯電話などが含まれる。
 - 経過期間は、消費者が主たる商品やサービスの購入をコミットし、必要な情報を受領してから4日間。その間、付帯保険の販売は禁止される。経過期間を設ける目的は、消費者が付帯保険商品の適合性を検討する時間を確保すること。保険会社がそれに違反した場合、消費者は、付帯保険の保険料の返還を請求できる。

インプリケーション：本規制は、保険会社に対して顧客本位の業務運営を確保することを求めるものであると評価できる。日本においても、例えば、団体信用生命保険や自動車保険などの募集プロセスにおいて、同様の規制の導入を検討することも有意義であると考えられる。

（出所）ASIC '21-189MR ASIC releases guidance and customer information requirements to implement the new add-on insurance deferred sales model'

K: 豪 APRA、ストレス・テストの結果を受け、再建計画の重要性を指摘（8月3日）

- オーストラリア健全性監督機構（APRA）は、2020年に保険会社を対象に実施したストレス・テストの結果を公表した。その概要は以下のとおり。
 - 対象先：生保21社（総保険料収入（GWP）ベースで9割をカバー）、住宅ローン保険会社4社（同ほぼ10割）、損保18社（同8割をカバー）。
 - ストレス・シナリオ：GDP15%（10%）縮小、失業率13%（10%）、保険金請求の急増、資産価格の急落、低金利の継続、信用スプレッドの拡大、住宅価格30%低下（住宅ローン保険会社のみ）。（※（ ）内は、住宅ローン保険会社。なお、損保については、資本管理のプラクティスなどの定性的なレビューのみ実施。）

➤ 結果：

- 厳しいストレスでは、保険会社の資本水準は低下するものの、セクター全体としては厳しいストレスに耐える資本水準を維持していた。他方で、いくつかの保険会社の資本水準は最低資本要件を下回るものとなった。資本水準の低下の要因は、低格付資産の損失の拡大、所得補償保険の保険金請求の増大、住宅価格の下落など。ただし、経営上の措置（増資、新契約の獲得の縮小、保険料の引上げなど。）を講じる場合、セクター全体の資本の水準はストレス前の水準にまで回復する。
- 保険会社は、①広範で、十分な強度のストレス・シナリオを用い、定期的にストレス・テストを実施するとともに、②再建オプションや再建計画を準備しておくことが重要である。生保および住宅ローン保険会社の再建計画は、その内容が未だ不十分であるほか、損保については、ストレス・シナリオが不足していることにより、主要な再建オプションの実効性の検証が限定的であることなども判明した。したがって、再建計画を保険会社の全体的なリスク管理の枠組みに統合することが重要である。

インプリケーション：APRAは、2020年8月に公表した「中期計画2020-2024」において、「破綻処理能力の向上」を5つの優先分野の一つに挙げ、短期的には、すべてのハイ・リスクな金融機関のための破綻処理計画を策定すること、また、長期的には、破綻処理と再建計画に関する新たな健全性基準を設けることを明言している⁵。今般のストレス・テストの結果を受け、再建計画の重要性とそれをリスク管理の枠組みに統合する必要性があらためて指摘されたことは注目に値する。今後、グローバルの保険セクターでも同様の動きが一層加速するものと思料される。

（出所）APRA ‘Stress testing insurers during COVID-19: results and key learnings’

L: 英 PRA、2022 年の保険ストレス・テストの概要を公表（8 月 4 日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、大規模な生保および損保を対象とする2022年保険ストレス・テストのタイムラインとスコープを公表した。その概要は以下のとおり。

➤ タイムライン：

2021年9月 半ば～11月	シナリオ案に対する技術的なインプットの要請
2022年1月～3月	選定されたシナリオのパラメータ案に対する技術的なインプットの要請
2022年5月 半ば	2022年保険ストレス・テストの開始
2022年7月	業界ラウンドテーブル
2022年9月 半ば	保険会社によるデータ等の提出期限
2022年12月	業界へのフィードバック

- ハイレベルなスコープ：生保については経済的なストレスに、損保については大規模な自然災害とサイバー保険の引受リスクに、それぞれ焦点をあてる。

（出所）PRA ‘Letter from the PRA ‘Insurance Stress Test 2022 (IST 2022)’

⁵ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 2, 2020年8月～9月）」記事Hを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202009_ins_regulation.pdf

M: 香港 IA、中国 CBIRC の保険業界に対する優遇措置を歓迎（8月5日）

- 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は8月5日、中国における保険会社に対する新ソルベンシー規制（China Risk Oriented Solvency System、C-ROSS）に基づく香港に対する優遇措置を、2022年6月30日までさらに1年間延長することを発表した。同優遇措置は、2017年5月16日に旧中国保険規制委員会（CIRC）と旧香港保険規制委員会（OCI）との間で署名された「ソルベンシー規制の制度に関する同等性評価枠組み」に基づくもの。優遇措置は、2018年7月に設けられ、その後、2021年6月末まで延長されていた。
- 香港保険監督局（IA）は、「同優遇措置は、クロスボーダーでの金融の結びつきを高めるもので、一帯一路政策と粵港澳大湾区の発展の両方における香港の積極的な参加と支援を促し、同地を地域の保険ハブとしての優位性を強化し、また、多様な社会経済の発展を促進するものである。」と述べた。なお、CBIRCは、優遇措置の延長は、中国本土の保険業界の戦略の策定を補完するものであり、香港をグローバルなリスク管理の中心に向かわせる助けとなる、と述べている。

インプリケーション：香港の保険業界およびIAは、中国の一帯一路政策を香港にとってのビジネス・チャンスとしてとらえてきている（例えば、Insurance Authority（2019）⁶）。他方で、香港と中国との間の政治的な関係は変化してきており、今後、東アジア地域の金融センターとしての香港の位置付けがどのように変わるのかも含め、香港の保険業界が一帯一路政策の中でどのような役割を果たしていくのか、地政学リスクの観点からも注目される。

（出所）IA ‘China Banking and Insurance Regulatory Commission further extends preferential treatment for the Hong Kong insurance industry’

N: 愛中銀、保険会社の人材派遣サービスの利用におけるリスクを注視（8月6日）

- アイルランド中銀は、11月6日を期限として、保険セクターにおける人材派遣サービスの利用に関するガイダンス案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 背景：多くの保険会社が（グループ内の）人材派遣サービスを利用しているところ、アイルランド中銀は、適切に管理されない場合には、保険会社のオペレーショナル・レジリエンスに影響を与え得ると懸念している。
 - 基本的な考え方：保険会社が人材派遣サービスを利用している場合、そのことは保険会社のガバナンス体制の質を損ない、オペレーショナル・リスクを過度に高め、中銀によるコンプライアンスのモニタリング能力を損ない、また、保険契約者に対するサービスを低下させるものであってはならない。
 - ガバナンス：
 - 保険会社は、人材派遣サービスの利用を考慮した強固なガバナンス体制を構築し、人材派遣サービスの利用をリスク管理や内部統制の枠組みに統合し、人材派遣サービスの利用が保険会社の監督や破綻処理のし易さの妨げとならないようにすることが期待される。取締役会には、それらを確保することが期待される。
 - 保険会社は、人材派遣サービスの利用にかかる取極めの締結に先立ち、適切なデュー・デリジェンスを行うことが期待される。
 - 保険会社は、人材派遣の取極めが利益相反を生じさせないよう適切な措置を講じることが期待される。例えば、人員が複数のエンティティ間で共有される場合や、人材派遣が他のアウトソーシング・サービスと組み合わせられている場合（ハイブリットな取極め）などには特に留意が必要。後者について、他のアウトソーシング・サービスの提供を監督する責任は、保険会社の職員にある。

⁶ Insurance Authority (2019) ‘Belt and Road Initiative (BRI) and Hong Kong’s insurance industry’, HKGCC Town Hall Forum Series.

- 保険会社は、オペレーショナル・レジリエンスの観点から、人材派遣の取極めが重要なビジネス・サービスの提供に貢献するものか否かを理解し、また、それが影響の許容度の中に納まっていることを確保することが期待される。また、事業継続計画において、人材派遣の取極めを考慮しなければならない。

➤ レポートニング：

- 人材派遣の取極めに関する内部の報告態勢を整備することが期待される。また、監督当局への報告の観点からは、人材派遣の取極めに関する情報が、事業計画や監督上の定例報告において提供されることが期待される。

インプリケーション： 保険会社における資源の効率的な利用と保険会社のオペレーショナル・レジリエンスの確保の両方がバランス良く達成されることが重要であると考えられる。金融機関による外部委託サービスの利用が拡大する中、金融監督当局は金融機関に対してオペレーショナル・レジリエンスの確保を強く求めており、保険会社にも一層の対応が求められることとなるものと考えられる。

(出所) CBI 'CP144 - Guidance on the Use of Service Companies for Staffing Purposes in the Insurance Sector'

O: IPCC、第6次評価報告書第1作業部会報告書を公表（8月9日）

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書（AR6）の第1作業部会報告書における「政策立案者向けサマリー」の主要なメッセージは以下のとおり。

気候変動の現状	<ul style="list-style-type: none"> • 人の影響が大気、海洋、そして陸地を温暖化させていることに疑いの余地はない。大気、海洋、寒冷圏、生物圏における幅広かつ急速な変化が生じている。 • 気候システム全体における近年の変化の規模や気候システムの多くの観点の現状は、何世紀、何千年もの間、類を見ないものである。 • 人為的な気候変動は、世界のあらゆる地域において、多くの気象や気候の極度に影響を及ぼしている。2013年から2014年にかけて公表された第5次評価報告書（AR5）以降、熱波や激しい降雨、干ばつ、熱帯低気圧などの極度のイベントにおいて観察された変化の兆候や、また、特に、それらが人に起因するものであることが、より明らかになってきている。 • 気候のプロセスに関する知識の向上、古気候の証跡、増加する放射強制に対する気候システムの反応などから、平衡気候感度の最良推計は3°Cであると計算されるものの、そのレンジは、AR5における1.5°C～4.5°Cと比べると、2.5°C～4°Cと狭くなっている。
予想される気候の未来	<ul style="list-style-type: none"> • 検討された5つの排出量のシナリオすべての下で、世界の地表温度は、少なくとも21世紀半ばまで上昇し続ける。CO2およびその他の温室効果ガスの大幅な削減が今後数十年内に行われなければ、21世紀中に地球温暖化は1.5°Cおよび2°Cを超える。 • 気候システムにおける多くの変化は、進展する地球の温暖化と直接的に関係し、より大きなものとなっている。それらの変化には、酷暑、海洋熱波、大雨の頻度や強度の増加、いくつかの地域における農業的および生態学的な干ばつ、強度の高い熱帯低気圧の割合、北極圏の海氷、積雪、永久凍土の減少を含む。 • 継続している地球温暖化は、世界の水循環（その変動を含む）、世界のモンスーン性降

	<p>雨、乾湿イベントの激しさをさらに増大させると予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素の排出量が増加するというシナリオの下で、海洋および陸地の二酸化炭素の吸収量は、大気中の二酸化炭素の蓄積を減速させるほどには効果的でないと予想される。 過去および将来の温室効果ガスの排出量による多くの変化、特に、海洋、氷床および世界の海水位における変化は、今後何世紀、何千年にもわたって取り戻せないものである。
<p>リスク評価と地域の適応のための気候情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然の要因と内部的な変動は、特に地域規模で、短期的には人為的な変化を変調させるものの、100年単位で見た地球温暖化にはほとんど影響しない。起こり得るすべての変化に対して計画する上で、これらの変調を検討することは重要である。 地球温暖化がさらに進展すれば、すべての地域が、気候の影響ドライバー（社会やエコシステムの要素に影響を与える物理的な気候システムの条件）における複数の変化を、並行して、より多く経験することになると予想される。いくつかの気候の影響ドライバーにおける変化は、1.5°Cと比べ、2°C以上の気温上昇では、より広範にわたり、より顕著なものとなると考えられる。 氷床の崩壊、急激な海洋循環の変化、いくつかの複合的な異常なイベント、将来の最も生じやすいと評価された範囲を大きく上回る温暖化などの可能性が低い事象は、無視することができず、リスク評価の一部に含まれることとなる。
<p>将来の気候変動の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物理学の観点からは、人為的な地球温暖化を一定の水準に抑えるためには、その他の温室効果ガスの排出量の大幅な削減と合わせ、少なくとも二酸化炭素の排出量はネットゼロとなるよう、二酸化炭素の累積的な排出量を制限する必要がある。強力で、迅速で、持続的なメタンの排出量の削減も、エアロゾルによる大気汚染を減少させ、温暖化の効果を制限するほか、大気の質の改善につながり得る。 GHG排出量が非常に低い、もしくは、低いシナリオ（共通社会経済経路SSP1-1.9およびSSP1-2.6）は、GHG排出量が高い、もしくは、非常に高いシナリオ（SSP3-7.0もしくはSSP5-8.5）と比べると、数年以内に、温室効果ガス、エアロゾル濃度および大気の質に識別可能な効果をもたらす。これらの対照的なシナリオの下で、グローバルの地表温度の傾向における識別可能な差異は約20年以内に、その他の多くの気候の影響ドライバーについてはより長い時間軸で（21世紀の後半に）、自然変動を超え始めるであろう。

(出所) IPCC 'Climate change widespread, rapid, and intensifying – IPCC'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事B、M)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001